

政令第三百十二号

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和二年十二月十五日とする。

理由

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。